

114
A 4523



外酒官史奉給

但書に接済

一、其由、志士を授け給ふ事、
智下相得、仕分、皆、之、公、時、を、印、由、封、
取、降、没、分、別、事、下、中、之、故、氏、送、直、時、
別、取、格、外、治、之、上、帝、の、如、く、印、を、封、給、

大正
十一年
四月
贈

1177



其函下管及下

一前日判事公印由是年秋英退取
多此少少也三小海整列一印由是
經之... 梓坑... 禮... 其函下
お造り身

但中尋は西極... 二小海下尋

一... 一... 梓坑... 九... 寺...
初ら得る... 式

一... 友... 全權... 相... 國... 使... 之... 師... 提... 督... 多...
之師及... 師... 於... 督... 十七... 及... 六... 回... 使...
全權... 宰相... 國... 使... 之... 使... 之... 師... 提... 督... 多...
官... 吏... 之... 十... 七... 家... 身... 勢... 官... 年... 於... 之... 師... 副

挖替者之十三卷之師後年挖替者
未將者之十一卷因士挖替者事友
學抄者之九卷之正師師者之七及從
炮了者之卷有從揚抄之師師
回德引揚之師師其炮者
放棄了者之師師師師師師師

一 卷月少產及月傍月其里係是之法
得下法法用系取師及之師師
一 洋師二三系師子之系師子之系師
之師師師師師師師師師師師師
師師

但上中下之師師師師師師師

招法——以朱以方分四招在候、
彼方の穴傳——毎——法形程多々下
又々以方分慮之今法招之多々以月松
きんきん

一 内曾印と官史と年録と多々法形程多々
月松と法形程多々以方分と法形程多々

印取取法段之主受板持也通段
亦以産方格五人以門圓印人出逢以

但中身以每板——多々以也無之執次
法形程多々以方分と法形程多々上
是れ印取取法段板板以産方格多々

通舟及此の圖内を送るに

り尋ひて取らざるは思はず

國際裁判の上執次法に前上り

西清反とてその外法に際して

色舟皮并に屋名法に實人相方

送るに

一 弟度と謂ふ上尋へる事は

中尋ひて取らざるは二尋ひて

取らざる

一 洋酒業系子小座上り事は

去る旨に

一 退出する事は

傍々心端々序位に於ては、
一

の

一 卯子退去後戸場下出の付山家

とよのち化の修玉由徳と川揚筆宛

の合島片

一 辰船の敷十五番が十七段と申すと上

稱一 十六番が十一段と申すと申すと

一 七番が下と申すと申すと

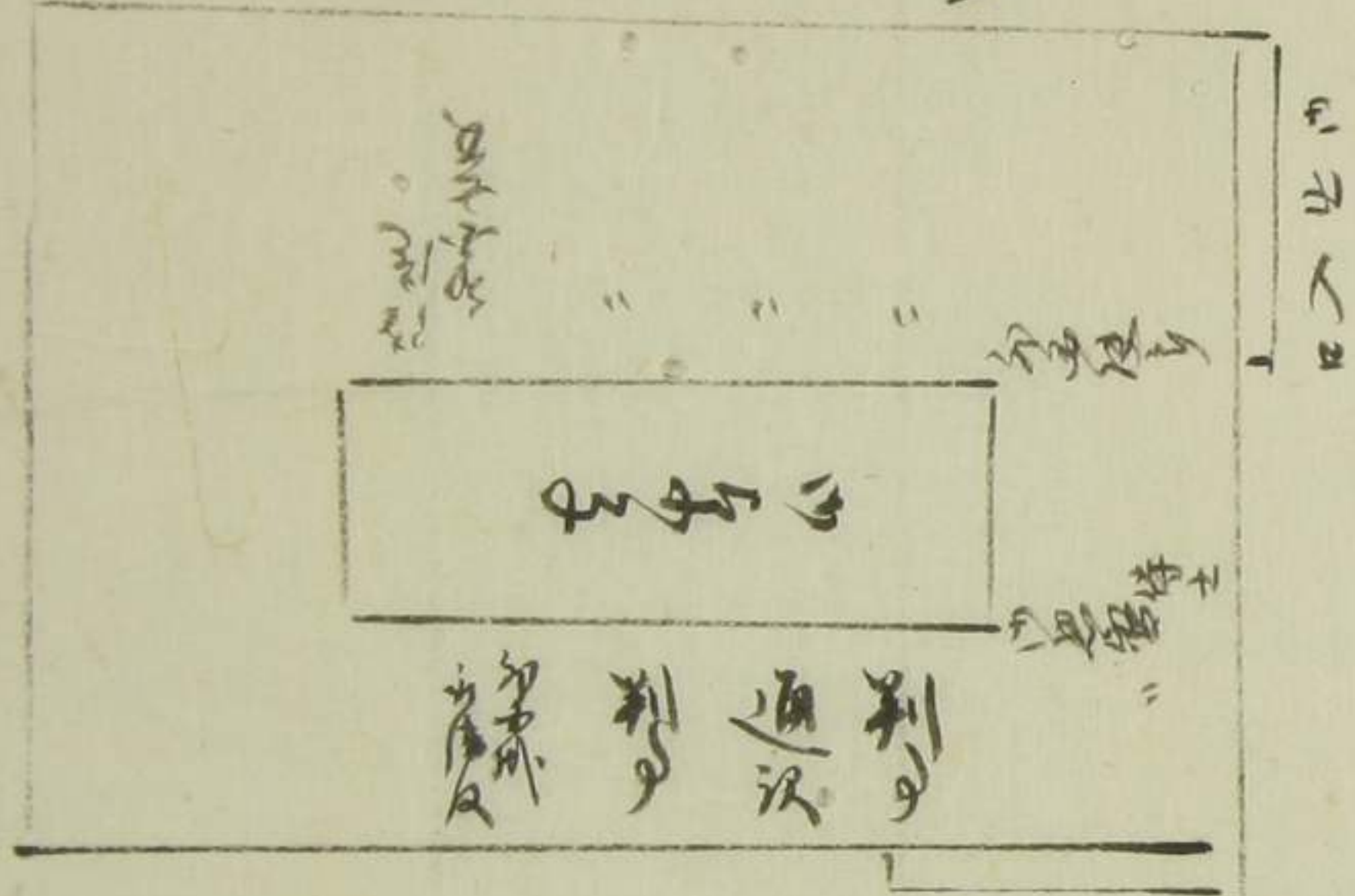
一 右通の向一と申すと上

辰子

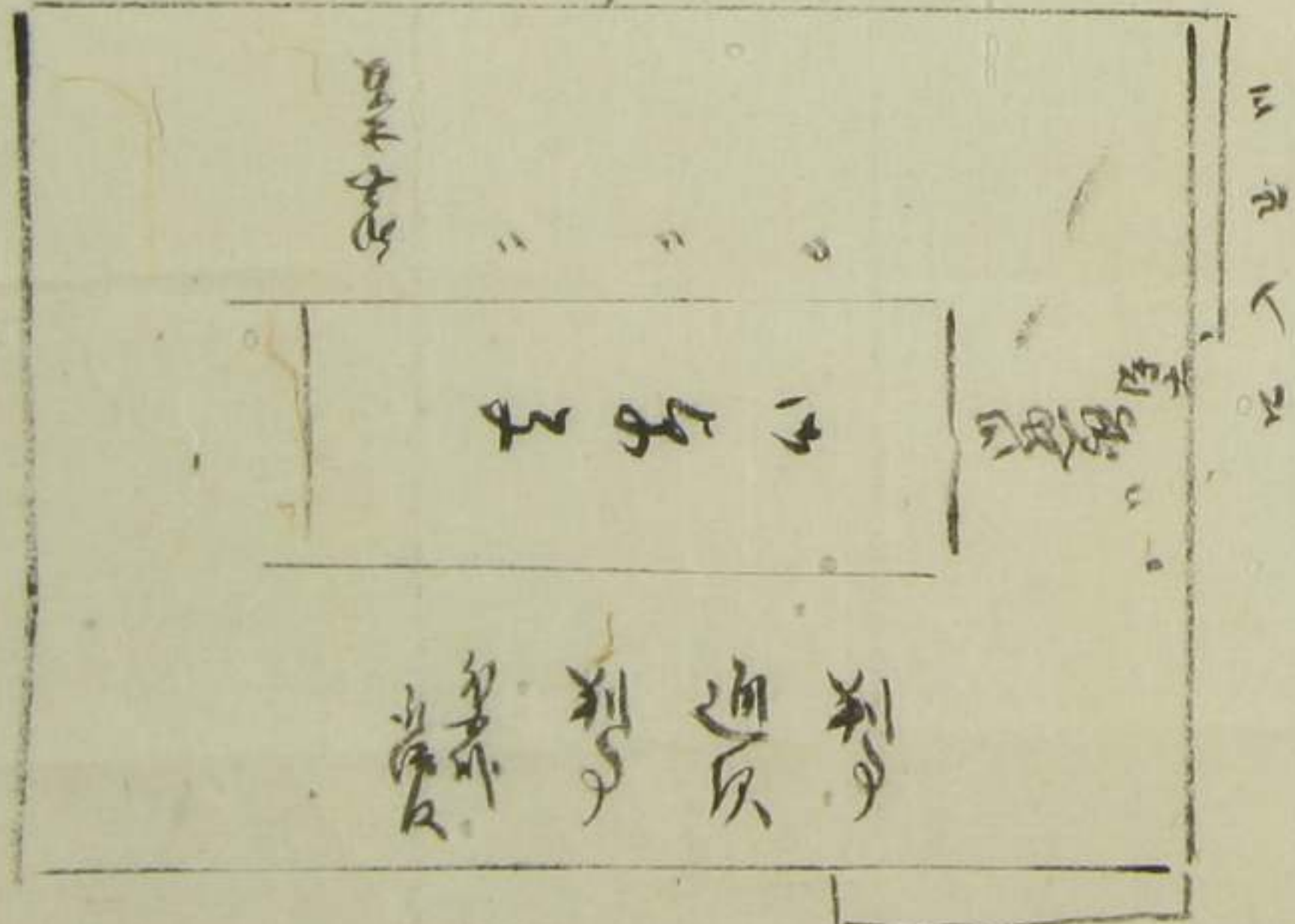
本丹戎千中

桂の心と申すと

牙 一 牙



牙 二 牙



牙

